

船橋市教育委員会会議 11月定例会

1. 日 時 令和2年11月9日(月)
開 会 午前10時00分
閉 会 午前10時58分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員
- | | |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 松 本 文 化 |
| 委 員 | 鎌 田 元 弘 |
| 委 員 | 佐 藤 秀 樹 |
| 委 員 | 鳥 海 正 明 |
| 委 員 | 小 島 千 鶴 |
4. 出席職員
- | | |
|------------------|----------|
| 教育次長 | 小 山 泰 生 |
| 管理部長 | 大 竹 陽一郎 |
| 学校教育部長 | 磯 野 護 |
| 生涯学習部長 | 三 澤 史 子 |
| 生涯学習部参事兼文化課長 | 大 屋 武 彦 |
| 生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 | 竹 中 智 昭 |
| 教育総務課長 | 齋 藤 太 郎 |
| 学務課長 | 日 高 祐一郎 |
| 指導課長 | 大 野 等 |
| 保健体育課長 | 八重樫 勝 伸 |
| 総合教育センター所長 | 小 林 英 俊 |
| 社会教育課長 | 牟 田 重 実 |
| 青少年課長 | 加 藤 宏 之 |
| 西図書館長 | 柴 山 和 香子 |
| 郷土資料館長 | 栗 原 薫 子 |
| 児童生徒防犯安全対策室長 | 高 山 和 樹 |
5. 議 題
- 第1 前回会議録の承認
- 第2 議決事項
- 議案第54号 令和2年度末及び令和3年度船橋市立船橋高等学校の校長及び教員の人事異動方針について

- 議案第55号 新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う小学校、中学校及び特別支援学校の令和2年度の授業時数確保のための対応の再変更について
- 議案第56号 令和2年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第57号 令和2年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第58号 令和2年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第59号 令和2年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第60号 令和2年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第61号 令和2年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第62号 令和2年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第63号 令和2年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第64号 令和2年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第65号 令和2年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第66号 令和2年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

第3 報告事項

- (1) 令和2年度全国高等学校選抜大会等の出場について（市立船橋高等学校）
- (2) 令和2年度末及び令和3年度公立学校職員人事異動方針について
- (3) 市政に係る重要な計画の計画期間延長について
- (4) 令和2年度特別支援教育振興大会について
- (5) 第7回ふなばしミュージックストリート実施報告について
- (6) 令和2年度船橋市所蔵作品展について
- (7) 文化講演会「with病の社会を考える 一骨が語る過去の病と人々」について
- (8) 令和2年度第4回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (9) その他

6. 議事の内容

【教育長】

それでは、ただいまから教育委員会会議 1 1 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

1 0 月 1 5 日に開催しました教育委員会会議 1 0 月定例会の会議録をお手元にお配りしてございます。よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1 名の方より申出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人 入場)

【教育長】

傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき傍聴されるようお願いいたします。遵守していただけない場合には退室をお願いする場合もございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入りますが、議案第 5 5 号については船橋市教育委員会会議規則第 1 2 条第 1 項第 5 号に、議案第 5 6 号から議案第 6 6 号及び報告事項 8 については同規則第 1 2 条第 1 項第 4 号に該当しますので、非公開としたいと思います。

また、当該議案につきましては、傍聴人にはご退席願いますことから、同規則第 7 条に基づき議事日程の順序を変更することとし、報告事項 9 の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第54号について、学務課説明願います。

【学務課長】

議案第54号、令和2年度末及び令和3年度船橋市立船橋高等学校の校長及び教員の人事異動方針についてご説明させていただきます。

お手元の資料、本冊1ページから3ページをご覧ください。

市立高等学校の教員のほとんどは船橋市において独自に採用したものではなく、千葉県で採用された職員を市に充てているものであり、その人事については県の人事異動方針を踏まえて行う必要があります。よって、今回定めようとする市立高等学校の人事異動方針は参考でつけさせていただきました県の人事異動方針に準じたものとなっております。県の人事異動方針には、小中学校に勤務する県費負担教職員についての記載もあり、市立高等学校には当てはまらない内容がありますので、その点につきましては省いて作成しております。

なお、県の人事異動方針、人事異動実施細目ともに大きな変更はありません。

以上で説明を終わります。

ご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【教育長】

それでは、議案第54号、令和2年度末及び令和3年度船橋市立船橋高等学校の校長及び教員の人事異動方針についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第54号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

はじめに、報告事項1について、学務課、報告願います。

【学務課長】

船橋市立船橋高等学校全国選抜大会等出場について報告いたします。

お手元の資料 11 ページをご覧ください。

登山部について、9月13日に行われた全国高校選抜選手権千葉県代表選考大会にて2年生の久米乃ノ華さんが女子個人優勝、1年生の三田歩夢君が男子個人優勝し、12月26日から行われる第11回全国高等学校選抜クライミング選手権大会に出場いたします。

なお、資料にはありませんが、体操部について、10月24日から行われた2020全日本高等学校体操競技選抜鯖江大会に出場し、男子団体総合2位となりました。個人総合では、3年生の江俣有寿彩君が2位、種目別では江俣有寿彩君がつり輪で1位、3年生の日高大輝君があん馬で1位となりました。

また、陸上部について、10月16日から行われた全国高校陸上2020リレー大会にて、女子4×400メートルリレーで7位、10月23日から行われた全国高等学校陸上競技大会2020にて、2年生の常泉光佑君が男子三段跳びで3位、3年生の岡部玲奈さんが女子三段跳びで6位、2年生の津山将汰君が8種競技で8位となりました。

次に、男子バスケットボール部について、10月24日に行われた第73回全国高等学校バスケットボール選手権大会千葉県予選会決勝で、八千代松陰高校に96対85で勝利し、12月23日から行われるウインターカップ2020に2年連続19回目の出場が決まりました。

最後に、10月17日から開催されている令和2年度第99回全国高校サッカー選手権大会千葉県大会において順調に勝ち進んでおり、11月15日に流通経済大学付属柏高校と決勝戦に臨みます。

以上、市立船橋高等学校部活動関係の報告でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【教育長】

続きまして、報告事項2について、学務課、報告願います。

【学務課長】

報告事項2、令和2年度末及び令和3年度の教職員人事異動方針について報告させて

いただきます。

お手元の資料、本冊13ページをご覧ください。

公立小中学校及び特別支援学校の県費負担教職員の人事異動方針については、任命権者である千葉県教育委員会が年度ごとに定めております。

船橋市としては、県の方針に基づき本年度も教職員の人事異動を進めていきたいと考えております。

なお、県の人事異動方針、人事異動実施細目ともに大きな変更はありません。

報告は以上となります。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【教育長】

続きまして、報告事項3について、社会教育課、報告願います。

【社会教育課長】

資料は本冊21ページになります。

第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画、第二次船橋市生涯スポーツ推進計画、第二次船橋市図書館サービス推進計画の各計画につきまして、策定時期を令和3年3月から1年延長し、令和4年3月とすることは7月の定例会にて報告をさせていただいたところですが、次期計画の策定時期の延期と併せまして、表中にあります現行の第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画、船橋市生涯スポーツ推進計画、船橋市図書館サービス推進計画の各計画につきまして、計画期間が令和2年度までであることから、令和3年度に空白が生じないように計画期間を1年延長する予定としております。

各現行計画は、延長年度に関しましても現行どおり年度ごとに各事業所管課による事業評価により進捗管理を行っていくことといたします。

報告は以上となります。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【教育長】

それでは、続きまして、報告事項4から報告事項7については、定例の報告事項であるため説明を省略いたします。

何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【佐藤委員】

報告事項5のふなばしミュージックストリートについては、私もその日はいくつかチャンネルを変えながら見させていただきました。やはり本当のライブ撮影はなかなか難しいところではありますけれども、実行委員のスタッフの苦労というのがそこからも見えてくる感じもあって、むしろ、よく頑張ってくれたという印象を受けました。お疲れさまと皆さんに伝えてください。ありがとうございました。

【文化課長】

承知しました。伝えます。ありがとうございます。

【教育長】

ほかにいかがでしょうか。

【各委員】

なし。

【教育長】

それでは、続きまして、報告事項9、その他で何か報告したい方がありますか。

【総合教育センター所長】

お手元でございます船橋市におけるGIGAスクール構想の内容についてご報告させていただきます。

本冊子の趣旨及び概要を説明させていただきます。

冊子の1ページをご覧ください。

急速な科学技術やグローバル化の進展により、社会そのものが劇的に変化する「Society5.0」時代の到来が予想されています。

新学習指導要領においても、「情報活用能力」を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけております。

国が示したGIGAスクール構想の実現によりハード面が急速に整備されております。そのような中、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用を図り、子

どもたちに主体的に考え、他者と協働し、よりよい社会を創り出していく資質・能力の育成を図らなければなりません。しかしながら、これらのことは単に端末や通信ネットワーク等のハード面の整備のみでなされるものではございません。教職員のICT活用能力のさらなる向上、教育課程における活用の工夫、さらには教職員の意識改革等を含めたソフト面における整備をハード面と一体的に進めていくことが重要でございます。

以上のことから、「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－」で掲げた2つの教育目標の実現に向けた教育行政の推進を目指し、船橋市におけるGIGAスクール構想を策定しております。

なお、本構想は、今後国が策定する「学校教育情報化推進計画」に基づき、本市においても策定する「(仮称)船橋市教育情報化推進計画」の一部として活用する予定でございます。

本冊子には、GIGAスクール構想が示されてからこれまでに準備してきたことや令和3年度からICTを活用した授業を実践していくための今後の取り組むべき内容を記載しております。

内容項目につきましては、左ページの目次に示しております。

今後の予定といたしましては、はじめて教育委員の皆様以案をお示いたしましたので、教育委員の皆様からもご意見をいただき、12月議会の文教委員会で報告し、1月の教育委員会会議で再度提案させていただきたいと考えております。

報告については以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【鎌田委員】

9ページに情報モラルについて記載がありますがけれども、最近大学でもこういった研究者倫理や、特に工業系の大学では技術者倫理や著作権について問題視されていて、学生たちのコピー・アンド・ペーストのように引用、登用をすることで何が問題になるかという情報系の倫理観についてネット上の講習会で取り扱われています。児童生徒さんの前に、先生方とか教育委員会の職員の方々もそういうのを一度聞いておかれると、意外とこういうところを知らなかったという発見もあるのでいいのかなと思います。

あと12ページのところですが、研究・研修のプログラムが組まれていて、大変きめ細かく計画されていると思いました。前にも発言したことがありましたが、各学校でどうしても若手にこういったICT関係の負担が集中しがちです。そういった負担の学校全体のバランスを考えていただきたいですし、あと、どうしても年齢が上がると情報系の細かい部分の操作が難しくなってしまうので、マニュアルを整備されていくといひかなと思います。そういったものがないと面倒くさくなって若手に頼むことが多くな

ってしまいますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

【教育長】

ありがとうございます。

【総合教育センター所長】

貴重なご意見、ありがとうございます。

情報モラルにつきましては、職員の研修も積極的にしてまいりたいと思います。

また、学校でベテランの方でも端末、電子黒板等を使えるようにマニュアルの作成も進めていきたいと思っています。貴重なご意見、ありがとうございます。

【教育長】

ほかにいかがですか。

【鳥海委員】

意見ですけれども、私は教育のICT化には長年反対してきた立場でございますが、このような事態になって、私の了見の狭さというのをここしばらくの間反省しているところです。

ちょうど私の息子が医学部の実習で小児科を回っているんですが、白血病で長期的に入院されている方たちへの教育というのがどんどん遅れてきてしまって、スタッフで勉強を教えるといったことをしています。こういった入院中の方々がそういった状況にあっても、教育が受けられるという点では、改めてICTは必要な部分があるなと思います。

一方で、ミュージックストリートを見させていただいてもライブって大事だなと感じるんですけれども、ハープを弾く天音さん、成人式でも演奏してくださった方ですが、弾いている表情が美しいと私は思うのですが、指を見たいのか、顔を見たいのか、全体を見たいのか、目を閉じて音に集中したいのか。ライブって、3万人のお客さんがいたら3万人の見方があるんです。

授業も一緒に、話している先生の目を見たいのか、自分がちょっと分からないとき、友達が分からなそうな顔をしているのかどうかを見たいのか、先生の手元、黒板に集中して、とにかく耳をそばだてながら記録を残したいのかという、生徒って自分の見えるもの、見るものを選択しながら教育を受けているというのがライブなんです。それに対して、先生の顔が出ている、画面が映っている、それってICTの第一段階としてはいいのかもしれませんが、書き損ねた人たちが黒板の画面を表示すれば黒板を書ける、先生が大事なことをおっしゃっているというときに、先生の画面を映せたり、ある

いは仲間の顔が映せたりとか、様々な視点の画面を表示できるといったことが将来の目標の中にあってもいいのかなと思います。

環境の整備とかいろいろなことがあるかと思いますが、工夫していただければなと思います。

以上です。

【教育長】

ありがとうございます。

【総合教育センター所長】

ご意見ありがとうございます。

ご意見を参考にそういったことができるよう研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

【教育長】

ほかにいかがですか。

よろしいですか。このGIGAスクール構想につきましては、よく見ていただいて、何かご意見がありましたら総合教育センターに言っていただければ、まだまだこれから修正していくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、先ほど非公開と決しました議案第55号から議案第66号及び報告事項8の審議に入りますので、傍聴人の方はご退席願ひます。

(傍聴人 退席)

【教育長】

それでは、議案第55号の審議に入ります。

議案第55号について、指導課、説明願ひます。

【指導課長】

それでは、議案第55号 新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う小学校、中学校及び特別支援学校の令和2年度の授業時数確保のための対応の再変更について、ご説明申し上げます。

別冊1の1ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一斉臨時休業措置で削減されておりました授業時間を確保するために、冬季休業日の一部（12月24日・25日及び令和3年1月5日）を授業日に変更しておりましたが、この変更を取りやめるものでございます。

その理由は次の3点でございます。

1点目は、一斉臨時休業により、学習の遅れや内容の未履修が心配されておりましたが、夏季休業期間の変更、学校行事の精選、学習内容の重点化などの対策によりまして、冬季休業中に授業を行わなくとも学習内容を指導できる見通しが持てたことであります。

2点目は、児童生徒に年末年始の伝統文化や習慣にかかわる時間及び家族、親戚と過ごす時間を確保することです。夏季休業期間の短縮や新型コロナウイルス感染症対策の移動制限などにより、帰省や、それに伴う盆行事、家族、親戚と過ごす時間が大幅に削減されてしまいました。冬季休業の期間を元に戻すことにより、家族の時間確保につなげたいと考えております。

3点目は校長会から、学習の遅れについては順調に取り戻しているところであるということですが、児童生徒、職員が新型コロナウイルス感染症対策による疲労の蓄積から心身に不調を来すことのないよう配慮が必要であるというような声が上がっていたということでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【小島委員】

休業に戻すというのはとてもいいことだと思います。ただ、またコロナウィルスの感染によって、今のところは短い期間の臨時休業で済んでいますけれども、今後の状況によっては短期間の休業ではちょっと難しいということがあるかもしれません。そういったときに授業の遅れについては、何か手当てがあるのでしょうか。お願いします。

【指導課長】

まず、各校とも臨時休業になったときに中学校3年、小学校6年についてはオンラインによる授業で対応していく準備が各校とも整えられております。また、他学年についても、学習課題で行っていくということで、常にいざというときの備えをしているところであります。

以上でございます。

【教育長】

ほかにいかがですか。

【各委員】

なし。

【教育長】

それでは、議案第55号、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う小学校、中学校及び特別支援学校の令和2年度の授業時数確保のための対応の再変更についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第55号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第56号の審議に入りますが、ご意見、ご質問につきましては、全ての所管からの説明が終わりました後にお伺いいたします。

それでは、文化課から順に説明願います。

【文化課長】

それでは、議案第56号、令和2年度船橋市一般会計補正予算につきまして、まずは文化課から、市民ギャラリーと茶華道センターの指定管理料の補償及び債務負担行為の補正についてご説明をさせていただきます。

別冊資料2の24、25ページの中段、市民ギャラリー管理運営費と茶華道センター管理運営費をご覧ください。

コロナ禍の影響を受けております市民ギャラリーと茶華道センターの指定管理者に対する補償金について説明いたします。

今回は、8月の定例会でご報告いたしました6月30日までの補償に引き続き、7月1日から9月30日までの補償分を補正するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設の利用制限や利用者の利用控えにより、利用料や主事業収入が減少した指定管理者に対し、企画財政部より示された補償の考え方に沿って指定管理に係る経費の不足を補うものでございます。補償額の算定に当たっては、前回と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響による減収分と感染症対策のために要した費用の合計から、感染症の影響により支出しなかった費用を差し引いて算出したものとなっております。これにより算出した補償金額ですが、市民ギャラリーは79万8,000円となります。また、茶華道センターは31万9,000円となります。

それでは、次に26ページをご覧ください。

下から3番目になります。令和3年4月より第4期となる新たな指定管理期間がスタートいたします。これに伴い、令和3年度から5年間における両施設の指定管理料について債務負担行為の補正として総額1億2,407万7,000円を計上いたしました。

なお、第4期の指定管理者の指定案件につきましては、次の議案第57号でご説明をさせていただきます。

【青少年課長】

続きまして、26ページ、下から2行目、一宮少年自然の家指定管理料でございます。

こちらの指定管理につきましては、今回の定例会にて指定議案を提出する運びとなっております。

令和3年度から令和7年度までの5年間の指定管理期間における指定管理料となります。こちらの予算額につきましては3億6,000万円となりまして、指定管理者候補者の提案した金額となります。

青少年課からは以上となります。

【生涯スポーツ課長】

それでは、資料別冊2、文化課と同様に24、25ページをもとにご説明をさせていただきます。

令和2年度船橋市一般会計補正予算、下の2行になります。

まず、1つ目が総合体育館管理費、こちらは船橋アリーナの新型コロナウイルス感染症の影響によります指定管理料の不足に対する補償の補正でございます。補正額が3,274万9,000円、一番下が武道センター、こちらの補正額が144万6,000円、2件の補正をお願いするものでございます。

なお、補償期間は、先ほどと同様に令和2年7月から9月までの3か月分でございます。

ページが替わりまして、26ページ一番下でございます総合体育館アリーナと武道センター、こちらを合わせて1件とした指定管理の指定管理料を債務負担を行うものでございます。額は5年間で11億5,704万5,000円でございます。

なお、指定管理の案件につきましては、この後の議案59号でご説明をさせていただきます。

以上でございます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【佐藤委員】

1つだけ質問させていただきます。24ページの総合体育館管理費のところ、3,274万円とかなり大きな金額になっていますけれども、何でこんなに大きい金額なのか説明していただければと思います。

【生涯スポーツ課長】

3,200万円の内訳についてでございますが、算定の仕方については、企画財政部より統一して示されたやり方で行わせていただいているものでございまして、過去3か年におきます利用料収入と今年度の収入額の差額によってまず第1額を算出し、それに対してプラス額として、コロナの薬剤でございますとか消毒薬等をプラスする。また、そこから今度は使わなかった費用といたしまして、電気代でございますとかそういった費用を除いたものを計上するという統一した方法で算出しておりますので、額の多寡につきましても、適当な言い方は分からないですが、元々額が大きかったということになろうかと思っております。

以上でございます。

【教育長】

ほかに何かございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【教育長】

それでは、議案第56号、令和2年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第56号につきましても、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第57号について、文化課、説明願います。

【文化課長】

それでは、議案第57号、船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理

者の指定についてご説明をさせていただきます。

別冊資料2の28ページをご覧ください。

議会への提出議案番号は第19号となります。令和3年度から令和7年度までの5年間の船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者候補者について、10月7日に開催された両施設の指定管理者選定委員会において、公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社が指定管理者候補者に選定をされたものでございます。

選定の経緯等については前回ご説明しましたので、簡単にご説明いたします。

今回の応募は同公社一者のみでございました。3回にわたる選定委員会で、運営上の基本方針や業務計画、事務管理計画等が適正なものであるか審査をいたしました。今回は特に来年4月からの利用料改定を踏まえた上での利用率向上に向けた提案や茶室の利用促進に関する具体的な提案、コスト意識と経費削減に対する工夫等を評価のポイントとして選定したものでございます。

文化課からは以上でございます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【教育長】

それでは、議案第57号、令和2年度第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第57号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第58号について、青少年課、説明願います。

【青少年課長】

議案第58号でございます。資料のほうは別冊2、30ページをご覧ください。

船橋市立一宮少年自然の家の指定管理者の指定について、議会に提出する議案は第2

0号となります。

令和3年度から令和7年度までの5年間の船橋市立一宮少年自然の家の指定管理者候補におきまして、10月13日に開催された指定管理者選定委員会において、株式会社オーエンスが指定管理者の候補に選定されました。

選定の経緯等につきまして簡単にご説明いたします。

四者からの応募がございまして、3回にわたる選定委員会の中で、管理の基本方針、業務計画及び事務管理計画等が適切であるか審査した結果、サービスの向上や安定した管理を行う能力を評価のポイントといたしました。

簡単ではございますが、以上となります。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【教育長】

それでは、議案第58号、令和2年度第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第58号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第59号について、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

資料31ページでございます。引き続きご説明させていただきます。

議案第59号、議会に対する議案番号21番、船橋市総合体育館及び武道センターの指定管理者の指定についての案件でございます。

指定期間は令和3年4月から令和8年3月末まで5か年でございます。

ここで指定管理者が替わりまして、新たな指定管理者がふなばしスポーツ健康パートナーズ、幹事会社がコナミスポーツ株式会社、構成会社が日本管財株式会社、いわゆる

業界のトップ、トップの相手でございます。こちらに対しまして指定管理を行うための案件でございます。

よろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【教育長】

それでは、議案第59号、令和2年度第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第59号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第60号の審議に入りますが、議案第60号と議案第61号につきましては、いずれも令和2年度設置学習用パソコン機器物品供給契約の締結についてとなりますので、一括して担当課より説明を行った後、各議案について審議するものいたします。

それでは、総合教育センター、説明願います。

【総合教育センター所長】

議案第60号、61号についてご説明いたします。

別冊3、1ページから8ページの内容になります。

市内小中、特別支援学校に1人1台の学習用端末を整備する事業でございます。これにより1人1台端末の整備が完了いたします。

議案第60号、2ページ、3ページをご覧ください。

令和2年度設置学習用パソコン機器（小学校）（特別支援学校）物品供給契約締結についてでございます。iPadのOSの学習用パソコン機器を小学校に1万1,934台、特別支援学校に235台、合計1万2,169台購入の物品供給契約でございます。

契約の方法、金額、相手方は2ページ、3ページに記載されているとおりでございます。

続きまして、議案第61号についてご説明いたします。

6ページ、7ページをご覧ください。

令和2年度設置学習用パソコン機器（中学校）物品供給契約締結についてでございます。Google ChromeのOSの学習用パソコン機器を中学校に1,663台購入の物品供給契約でございます。契約の方法、金額、相手方等は記載のとおりでございます。

この2つの議案によりまして、1人1台の学習用端末を実現することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを実現することができます。また、教師、児童生徒の力を最大限に引き出すために、これまでの教育実践にICTを活用することで学習活動の一層の充実を図ってまいります。

説明については以上でございます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【小島委員】

両方とも一式とありますけれども、内訳としては機器本体のみということなのか、何かそのほかの環境面も含めてということなのか、教えてください。

【総合教育センター所長】

ご質問にお答えいたします。

一式というのは、学習用パソコンとその保守の内容、あとソフトウェア、フィルタリングですとか、学習支援ソフトですとか、そういったものも全て含まれた内容でございます。

以上でございます。

【教育長】

ほかに何かございますでしょうか。

【鎌田委員】

今の小島委員のご質問に関連してですけれども、メンター契約というか、アドバイザー契約とか、分からないときに対応してくれる契約も入っているのでしょうか。

【総合教育センター所長】

端末の操作等についての研修のプログラムについてはメーカーからの提供もあります

けれども、その後においては総合教育センターや、また支援員等の指導でやっていくような状況ではございます。

以上でございます。

【教育長】

ほかにいかがですか。

それでは、議案第60号、令和2年度第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第60号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第61号、令和2年度第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第61号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第62号の審議に入ります。議案第62号から議案第65号につきましても、いずれも令和2年度設置電子黒板物品供給契約の締結についてとなりますので、一括して担当課より説明を行った後、各議案について審議するものといたします。

それでは、総合教育センター、説明願います。

【総合教育センター教育支援室長】

議案第62号から65号についてご説明をいたします。

同じく別冊3の9ページから24ページとなります。

最初に概要ですけれども、電子黒板を小学校3年生から6年生の全普通学級と特別支援学級、特別支援学校に合計808台整備する事業でございます。電子黒板の物品供給

契約の締結は、小学校西部地区、南部地区、北部地区と特別支援学校、東部地区の4つとなっております。

議案第62号についてご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

令和2年度設置電子黒板（小学校西部地区）物品供給契約の締結についてでございます。電子黒板を小学校西部地区14校に211台購入の物品供給契約でございます。

契約の方法、金額、相手方は、記載されているとおりでございます。

続きまして、議案第63号、14ページ、15ページをご覧ください。

小学校南部地区の物品供給契約の締結についてでございます。電子黒板を小学校南部地区12校に207台購入の物品供給契約でございます。

契約の方法、金額、相手方は記載のとおりでございます。

続きまして、議案第64号、18ページ、19ページをご覧ください。

小学校北部地区、特別支援学校の物品供給契約の締結についてでございます。電子黒板を小学校北部地区14校、特別支援学校2校に合計195台購入の物品供給契約でございます。

契約の方法、金額、相手方は記載のとおりでございます。

最後に、議案第65号、22ページ、23ページをご覧ください。

小学校東部地区の物品供給契約の締結についてでございます。電子黒板を小学校東部地区14校、195台購入の物品供給契約でございます。

契約の方法、金額、相手方は記載のとおりでございます。

4つの議案によりまして、電子黒板が整備されることで、1人1台端末が整備された中で児童生徒の考えを学級全体に共有するとともに、直接操作して動かしたり書き込んだりすることで問題解決において対話を促し、思考を深めることを図ってまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【小島委員】

なぜそもそも4つの地区に分かれて入札しているのかということと、1台当たりの価格では、それぞれの地区において同じ業者でも違う入札額になっているのか、その辺教えていただきたいと思います。

【総合教育センター所長】

入札の方法につきましては、契約課と相談しながら、4つに分けるということで進めてまいりました。

台数ですとか校数の違いによって金額の違いが出ております。ただ、1台当たりの単価にしてみると、例えば台数が少なくても納入する学校が多い場合にはその分少し上がっているとかということがございます。ただ、1台当たりの単価が大きく違うということとはございません。

以上でございます。

【教育長】

ほかに何かございますか。

【各委員】

なし。

【教育長】

それでは、議案第62号、令和2年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第62号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第63号、令和2年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第63号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第64号、令和2年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第64号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第65号、令和2年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第65号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第66号について、西図書館、説明願います。

【西図書館館長】

議案第66号、議会に対する議案では32号となりますが、図書館予約システム機器物品供給契約の締結についてご説明をさせていただきます。

資料は別冊3の25から27ページとなります。

図書館予約システム機器、こちらは中央図書館、東図書館、北図書館に設置するものでございますが、この物品供給契約につきまして、契約課の一般競争入札により10月30日に開札をし、税込1億2,188万円で11月2日に仮契約を行いました。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得る必要がございますので、令和2年第4回市議会定例会に議案提出させていただきます。

説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【教育長】

それでは、議案第66号、令和2年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案66号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項8について、保健体育課、報告願います。

【児童生徒防犯安全対策室長】

報告事項8、令和2年第4回船橋市議会定例会の提出予定の議案に関する説明について、別冊1になります。

3ページをご覧ください。

船橋市立田喜野井小学校における学校事故に伴う専決処分の報告についてご説明させていただきます。

本件事故につきましては、令和2年5月26日に、田喜野井小学校において市職員が草刈り作業中に跳ねた小石が駐車中の相手方乗用車に当たりまして、損害を与えた事故になります。市職員、こちらは用務員になりまして、それから相手方につきましては、放課後子ども教室の職員になります。

令和2年7月28日に相手方と円満に示談が成立いたしましたことから、地方自治法180条第1項の規定に基づき専決処分をしたところでございます。賠償額といたしましては、47万635円、損害賠償金の支払いなどにつきましては、事故処理が完了しております。

11月16日開会予定の令和2年第4回定例会において、地方自治法180条第2項の規定に基づきまして専決処分の報告をいたしますことから、今回の教育委員会会議11月定例会にてご報告させていただくものでございます。

なお、今回の事故を受けまして、草刈り作業時の注意事項といたしまして、庁内関係部署におきまして情報提供を行い、同様の事故の再発防止を図ったところでございます。併せてご報告申し上げます。

ご説明は以上になります。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鳥海委員】

これは保険で処理をされているのでしょうか。

【児童生徒防犯安全対策室長】

全国市町会の学校賠償保険、こちらのほうから保険金がおおりるような形になっており
ました。

【鳥海委員】

本当に石が当たったのが人でなくてよかったですと思いますけれども。

ただ、飛び石で47万円というのは通常の自動車の修理としては結構高いものになる
かと思いますが、石が当たったのは非常に高額な車だったということでしょうか。

【児童生徒防犯安全対策室長】

通常の乗用車なのですが、小石が運転席の後ろ側、右側の後部の窓ガラスに当たりま
して、それが割れて落ちました。落ちたところで、ちょうどドアのボディのところに落
ちたことによって傷がつきまして、それで窓と、ボディの修理、板金ということで47
万円と高額になっております。

以上になります。

【小島委員】

作業時の注意事項の内容については、こういう駐車車両に対する対策とともに、人に
けがをさせないということも周知されているということで問題ないでしょうか。

【児童生徒防犯安全対策室長】

草刈りの作業におきましては、基本的には2人で、草を刈る方、それから、石とかが
跳ねないように防護というのでしょうか、よく街路樹で作業をするときに、作業員が板
とかそういったものを持って跳ねないようにしているかと思いますが、ああいったこと
を注意しながらやっていく。当然周りに人がいるとかいないとかという注意も払ってい
ただくということで注意事項を周知させていただいたところでございます。

【教育長】

ほかにいかがですか。

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。
これで教育委員会会議11月定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後10時58分閉会

令和2年11月9日